

令和2年7月17日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

学校の夏季休業期間等における放課後等デイサービス事業所の
報酬の取り扱いについて（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
ごぞいます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策
を実施いただいているかと思いますが、見出しの件については以下のとおりと
しますのご理解とご協力をお願いします。

記

1 夏季休業期間等の休業日単価の適用について

安城市立の小中学校については、令和2年8月8日（土）から23日（日）
まで、及び29日（土）から31日（月）まで夏季休業期間となりますが、
地域の特別支援学校等においては、夏季休業期間が異なることから、令和2
年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連
絡「新型コロナウイルス感染防止のための障害児通所支援に係るQ&Aにつ
いて（その2）」に基づき、異なる地域の学校に通っている等の理由により
夏季休業期間が児童によって異なり、夏季休業期間中の児童と通常の授業終
了後に利用する児童が混在する場合には、その事業所を利用する（契約のあ
る）児童が通う学校の中で一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が
終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することが可能です。た
だし、上記の期間中に、全員が夏季休業期間ではなく、通常の授業終了後に事
業所を利用する期間がある場合には、休業日単価は適用出来ませんのでご注
意ください。

なお、上記のいずれにおいても休業日単価を適用する場合は、利用者負担
額にも影響することから、児童の保護者等には事前に説明し、理解をいた
だくよう配慮してください。

（裏面へ）

例1) 安城市立の小中学校に通う児童と特別支援学校A校に通う児童が事業所を利用する場合

- ・安城市立の小中学校の夏季休業期間 8/8～23、8/29～31
- ・特別支援学校A校の夏季休業期間 8/1～8/23

※この場合は8/1～23まで及び8/29～31まで学校休業日単価の設定が可能(8/24～28は平日単価)

例2) 安城市立の小中学校に通う児童とB市立の小中学校に通う児童が事業所を利用する場合

- ・安城市立の小中学校の夏季休業期間 8/8～23、8/29～31
- ・B市立の小中学校の夏季休業期間 8/8～23

※この場合は8/8～23まで及び8/29～31まで学校休業日単価の設定が可能(8/24～28は平日単価)

例3) 安城市立の小中学校に通う児童と特別支援学校A校及び特別支援学校C校に通う児童が事業所を利用する場合

- ・安城市立の小中学校の夏季休業期間 8/8～23、8/29～31
- ・特別支援学校A校の夏季休業期間 8/1～23
- ・特別支援学校C校の夏季休業期間 8/8～28

※この場合は8/1～31まで学校休業日単価の設定が可能

2 その他

国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係
電 話 0566-71-2259 (直通)
F A X 0566-74-6789
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp